

**PEFC EUDR デュー・ディリジェンス・システム (PEFC
EUDR DDS) 実施のための要求事項**

PEFC Council

ICC Building C1, Route de Pré-Bois 20

1215 Geneva 15, Switzerland

Tel: +41 (0)22 799 45 40

Fax: +41 (0)22 799 45 50

E-mail: info@pefc.org

Web: www.pefc.org

著作権表示

© PEFC 評議会 2024

この規格は、PEFC 評議会が所有する著作権によって保護されている。この文書は、PEFC 評議会のウェブサイト www.pefc.org から、または要求があれば自由に入手することができる。

この規格のいかなる部分も、PEFC 評議会の許可なく、商業目的のために、いかなる形式、いかなる手段によっても、変更、修正、複製、複写することを禁じる。

この文書の正式版は英語である。この文書の翻訳は、PEFC 評議会または PEFC の NGB から入手することができる。言語解釈に疑義がある場合は、英語版を参照すること。

文書名 PEFC EUDR デュー・ディリジェンス・システム実施のための要求事項

文書タイトル 問い合わせ草案 PEFC ST 2002-1:2024

承認者 PEFC 総会 日付：2024.07.20

発行日: 2024-07-20

発効日: 2024-07-20

施行日: 2024-07-20

目次

1. 適用範囲	7
2. 参考文献	8
3. 用語と定義	8
4. PEFC EUDR デュー・ディリジェンス・システム（DDS）要求事項	17
4.1 全般的事項	17
4.2 管理システムに対する追加要求事項	18
4.3 投入原材料の確認に関する追加要求事項	18
4.4 製製品の宣言に関する追加要求事項	19
5. 情報の収集	20
5.1 全般的事項	20
6. リスク評価	22
6.1 全般的事項	22
6.2 関連製品が 2020 年 12 月 31 日以降に森林減少および森林劣化が発生した活動に由来しているリスクの評価	23
6.3 関連製品が生産国の関連法令に準拠していない活動に由来するリスクの評価	24
6.4 関連製品が森林の木材または非木質林産品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来するリスク、あるいは、遺伝子組換え樹木の調達されるリスクの評価	26
6.5 サプライチェーン段階において、森林及び樹木産原材料が、EUDR を遵守していない供給源又は問題のある出処からのものと混合されるリスクの評価	27
7. 根拠のある懸念	28
8. リスクの軽減	29
8.1 全般的事項	29
8.2 追加情報、データ及び文書の要求	30
8.3 監査	30
8.4 是正措置	30
9. デュー・ディリジェンス（DD）ステートメントの提出及び公表	32
9.1 DD ステートメントの提出	32
9.2 デュー・ディリジェンス・システム（DDS）報告書及び公表	32
10. 市場への出荷の禁止	34
付属書1 EUDR 付属書2に基づくデュー・ディリジェンス(DD)ステートメントの内容	35

序文

PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification) は、森林認証と森林樹木産品のラベリングを通じて持続可能な森林管理を推進する世界的組織である。

PEFC が認証する持続可能な森林管理は、持続可能な森林管理のための PEFC 基準との適合性を第三者評価された国や地域レベルの森林認証制度に対する PEFC の承認を通じて稼働する。PEFC の持続可能性ベンチマークの詳細については、PEFC のウェブサイト www.pefc.org を参照。

PEFC の COC 認証は PEFC ST 2002「森林及び森林外樹木産品の COC-要求事項」に基づいている。PEFC ST 2002 は、PEFC 認証を受けた持続可能な森林、リサイクル材、および/または PEFC が管理する供給源に由来する森林・樹木をベースとした原材料を、PEFC のクレームまたはラベルの付いた製品に使用することを保証する。

2023 年 5 月 31 日付の欧州議会および理事会による、EU 市場に出荷又は輸出された森林減少および森林劣化に関連する特定の商品および製品に関する規則 (EU) 2023/1115 および規則 (EU) No 995/2010 の廃止に関する規則 (以下、欧州森林減少規則 (EUDR)、EUDR、または同規則と呼ぶ) は、2023 年 6 月 29 日に発効した。

その目的は、この規則の適用範囲に含まれる商品から作られた製品は、森林減少が伴うものではないこと、生産国の関連法規に従って生産されたこと、関連する地理的位置のデータと証拠とともにデュー・ディリジェンス・ステートメントが添付されていることなどの条件がすべて満たされていない限り、EU 市場に出回ったり、EU 市場から輸出されたりしないことを確保することにある。

PEFC ST 2002-1:2014 は、PEFC の COC 認証を受けた組織が、EUDR への準拠を証明するために、既存の PEFC の COC 認証範囲に追加できるオプションのモジュール規格である。

このモジュール規格は、PEFC GD 1003:2009 に概説されている技術文書作成手順に従い、幅広い利害関係者を対象とし、オープンで透明性の高い、協議と合意に基づいたプロセスで作成された。

はじめに

PEFC は、EUDR に適合したデュー・ディリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）の実施を支援するための要求事項を含むモジュール規格、PEFC ST 2002-1:2024 を策定した。PEFC ST 2002-1:2024 は、組織が EUDR に適合していることを実証することを支援するものである。

この文書は独立したものではなく、PEFC COC 規格に加えて使用されるモジュール式の自主規格である。

PEFC COC 規格に記載されているデュー・ディリジェンス・システムとの互換性を確保し、また PEFC EUDR DDS を通じ如何なる原材料も PEFC COC 規格で定義されている問題のある出処に由来するリスクをリスクなし、あるいは極少レベルとすることを確保するため、PEFC EUDR DDS モジュール規格は、PEFC COC 規格で定義されている問題のある出処のリスク（PEFC COC DDS が EUDR を超えるものである場合）及び EUDR が定義する非準拠製品の原産地及びサプライチェーンレベルでのリスクを排除するための要求事項を掲げている。

このモジュール規格に基づき認証を取得した PEFC COC 認証事業者は、必要な情報を確保するとともにデュー・ディリジェンスの実施により EUDR に適合しないリスクがなし、あるいは極少レベルであることを証明するものとし、PEFC-EUDR 主張を使用することができる。

PEFC の公示認証機関は、このモジュールに基づき、組織の第三者適合性評価審査を行うことになるが、関連製品の EUDR 準拠に関する最終的な決定は、EU メンバー国に指定された管轄当局に委ねられる。

このモジュール規格を実施することにより、PEFC の COC 認証取得者は、環境と社会的責任へのコミットメントを強化するだけでなく森林減少と森林劣化を食い止めるという世界的な目標にも貢献する。

適用される要求事項

PEFC EUDR DDS 規格、PEFC ST 2002-1:2024 は、地理的な位置や組織の種類、規模に関係なく、森林及び森林外樹木製品のサプライチェーン内のあらゆる組織が使用することができる。

EUDR の適用を受ける欧州域内に拠点を置く組織の場合、EUDR は組織の種類（オペレーターかトレーダーか）或いは、規模分類（中小（SME）企業、非中小（Non-SME）企業）によって異なる要求事項が定められている。PEFC EUDR DDS 規格は、組織の種類と要求事項を分けて規定することで、この差異を考慮している。PEFC EUDR DDS 規格は、リスクを最小化し、サプライチェーンのさらに下位の組織による PEFC EUDR DDS 実施の促進を目的とし、SME 組織は、EUDR の要求の対象でなくても、PEFC EUDR DDS モジュールの下で一定の要求事項に従わなければならないことになる。

欧州連合域外に拠点を置き、EUDR の対象ではないが、その関連製品が欧州域内のサプライチェーンに含まれる場合、PEFC EUDR DDS の要求事項は、組織の種類と規模は関係なく、本規格 3.24 に定義されている「組織」として位置づけられる場合に適用される。

表 1: EUDR による組織分類に基づく要求事項の概要

章	要求事項	中小企業 operator	非中小企業 operator	中小企業 trader	非中小企業 trader
第 8 章	リスク軽減措置には、 リスク管理モデル 報告、記録管理、内部統 制およびコンプライア ンス管理を含めなけれ ばならない。 コンプライアンス責任 者の配置を含む。		X		X
第 8 章	内部方針、統制、手続き をチェックする独立し た監査機能の導入		X		X
第 9 章	DD ステートメント提 出	X	X		X
第 9 章	DDS 情報の公表		X		X

1. 適用範囲

本規格は、PEFC スキームを活用して EUDR に準拠していることを証明し、PEFC EUDR 主張を発行するため、PEFC-COC 認証組織がデュー・ディリジェンス・システム(DDS)を実施するための手順を規定している。なお、EUDR 規則遵守の全責任は、組織にある。

この文書は、有効な PEFC- COC 認証を申請、あるいは保持している組織が、世界レベルで任意に実施するためのモジュール規格である。

PEFC EUDR 主張を行う前に、組織は PEFC-COC 認証の認証範囲を拡大し、その範囲に PEFC EUDR DDS モジュール規格を含めなければならない。

この規格は、森林及び樹木産原材料に使用し作られた製品に適用される。

この規格は、森林及び樹木産原材料や製品を EU 市場に投入したり、EU 市場から輸出したりするオペレーターやトレーダーと定義された組織が使用することができる。また、ヨーロッパ圏外に拠点を置き、森林及び樹木に由来する原材料や製品を直接、EU 市場に出荷したり、EU 市場から輸出したりはしないが、その原材料や製品が最終的に EU 市場に出荷されたり、EU 市場から輸出されることになる組織もこの規格を使用することができる。

本自主的な規格に記載されている PEFC EUDR DDS は、PEFC ST 2002 の第 7 章と付属書 1 に記載されている通常の DDS に替え、PEFC EUDR DDS 規格が適用される製品グループに使用されることになる。さらに、本自主的な規格には、投入原材料の識別と投入原材料の宣言に関する管理システムの為の追加的な定義と追加的な要求事項が含まれている。PEFC- COC 規格のその他の要求事項は、引き続き有効である。

組織が PEFC ST 2002 の DDS と本規格で制定された PEFC EUDR の DDS の両方を使用する場合、どちらの DDS を実施するかを製品グループレベルで明らかにしなければならない。

この規格が実施されている PEFC の製品グループに投入される森林及び樹木産原材料については、PEFC EUDR DDS を実施した結果、それが認証材であるか否かに関わらず、リスクなし、あるいは極小リスクと結論づけられたものでなければならない。

EUDR の出典が本規格内で言及される場合、それは括弧書きで示され、EUDR 規則、その後に条文番号の順に記載される。さらに、該当する場合にはその後に段落番号または文字が

続く (EUDR, 条文番号, 段落番号または文字)。

この規格では、言語の意味として次の表現が使用される：“shall ”は要求を示し、“should ”は勧告を示し、“may ”は許可を示し、“can ”は可能性または能力を示す。詳細については、ISO/IEC 指針第 2 部を参照。

2. 参考文献

以下の参考文献は、本規格の適用に不可欠なものである。日付が古くても新しくても、それらの最新版（改正を含む）が適用される。

PEFC ST 2002「森林及び森林外樹木製品の COC-要求事項」

2023 年 5 月 31 日付欧州議会及び理事会規則(EU)2023/1115 森林伐採及び森林劣化に関連する特定の商品及び製品の EU 市場への流通及び域外輸出に関する規則及び規則 (EU)No 995/2010 を廃止する規則。

3. 用語と定義

以下の用語と定義は、EUDR から直接引用したものである。このモジュール規格の定義が PEFC-COC 規格 PEFC ST 2002「森林及び森林外樹木製品の COC-要求事項」の定義と異なる場合、このモジュール規格の定義が優先される。

この規格においては EUDR および PEFC ST 2002「森林及び森林外樹木製品の COC-要求事項」の定義に記載されている用語と定義は太字で表示されている。

3.1 農業プランテーション

果樹プランテーション、アブラヤシプランテーション、オリーブ果樹園、樹木被覆下で作物を栽培するアグロフォレストリーなど、農業生産システムにおいて樹木を伴う土地。樹木以外の**関連するすべての製品の**プランテーションを含む。農業用プランテーションは「**森林**」の定義から除外されている。(EUDR 2.6)

3.2 農業利用

農業用プランテーション、農業用休耕地、家畜の飼育地を含む、農業目的の土地利用。
(EUDR 2.5)

3.3 法定代理人

EUDR に基づくオペレーターまたはトレーダーの義務に関して、オペレーターまたは

トレーダーから、特定の業務に関してその代理を務めるよう書面による委任を受けた EUEU に設立された自然人または法人。(EUDR 2.22)

3.4 管轄当局

EUDR から生じる義務を履行する責任を負う欧州加盟国が指定する当局。
(EUDR 2.32)

3.5 生産国

関連製品の生産に使用される、または関連製品に含まれる**関連産品が生産された国**または地域。(出典：EUDR 2.24)

注：生産国については定義 3.35 も参照のこと。生産国とは、**関連商品**が収穫された国を指す。

3.6 国別リスクレベル

森林及び樹木産原材料の生産が EUDR の第 3 条 a 項に適合していない場合に、欧州委員会が各国に割り当てるリスクレベル（高リスク、低リスク、標準リスク）。

注 1：EUDR 第 3 条 a は、**ディフォレステーション・フリー**を意味する

注 2：木材を原料とする**関連製品**については、欧州委員会によるリスク割り当ては**森林減少と森林劣化**の両方をカバーする

注 3：非木質関連産品（天然ゴムなど）の場合、欧州委員会によるリスクの割り当ては**森林減少**のみを対象としている

注 4：場合によっては、欧州委員会によるリスク割り当ては、国全体ではなく、国の特定の地域に適用されることがある

3.7 森林減少

人為的か否かを問わず、**森林の農業利用**への転換。(EUDR 2.3)

3.8 ディフォレステーション・フリー

ディフォレステーション・フリーとは：

(a) 2020 年 12 月 31 日以降、森林減少の対象となっていない土地で**生産された関連産品**を含むか、或いはそれらを使用し生産された**関連製品**

(b) 木材を含むか、または木材を使用した**関連製品**の場合、その木材が 2020 年 12 月 31 日以降、**森林劣化**をもたらすことなく**森林**から伐採されたものであること。

(EUDR 2.13)

注 1：木質**関連製品**の場合、ディフォレステーション・フリーとは、2020 年 12 月 31 日以降、森林減少および/または森林劣化をもたらすことなく生産された**関連製品**

を意味する。

注 2：非木質**関連製品**（天然ゴムなど）の場合、**デフォレストेशन・フリー**とは、**関連製品**が 2020 年 12 月 31 日以降に森林減少をもたらさずに**生産**されたことを意味する。

3.9 DD ステートメント

オペレーターまたは**非中小（非 SME）トレーダー**と定義される**組織**により **EU 情報システム**に提出される文書は、組織が**関連製品**の適合に責任を負う明確にして、**管轄当局**に提供しなければならない。

注 1：DD ステートメントに記載される情報は、EUDR の付属書 2、または本規格の付属書 1 に記載されている。

3.10 EU 情報システム

組織が DD ステートメントを提出するため、欧州委員会が構築し管理する情報システム。この情報システムには、欧州委員会が定義するその他の機能も含まれる (EUDR 33)

3.11 EUDR 根拠のある懸念

EUDR に準拠していないとする客観的かつ検証可能な情報に基づく正当な理由のある申し立てで、**管轄当局**の介入が必要となる可能性があるもの。

注 1：根拠のある懸念とは、第三者（自然人または法人）による懸念だけでなく、**組織**自体からの懸念も含む (EUDR 31.1)

注 2：EUDR 根拠のある懸念は、関連製品、または**組織**自体に対して提起することが可能である

注 3：EUDR 根拠のある懸念は、まだ **EU 市場**に出荷されていない**関連製品**、**EU 市場**へ出荷あるいは EU からの輸出目的で**生産**された**関連製品**、またはすでに **EU 市場**に投入されているか提供されている、または **EU 市場**から輸出されている**関連製品**に対し提起することが可能である (EUDR 2.31)

3.12 森林

0.5 ヘクタール以上の土地で、樹高が 5 メートルを超え、樹冠率が 10%を超えるもの、または農業あるいは都市的土地利用が主体でない土地で上記数値に達することができるもの (EUDR 2.4)

3.13 森林劣化

森林被覆の構造的な変化を意味し、以下の転換の形態：

(a) 原生林または天然生林から育成林またはその他樹木地への転換。

(b) 原生林から育成林への転換。

(EUDR 2.7)

3.14 地理的位置情報

土地のプロットの地理的位置情報は、少なくとも 1 緯度及び 1 経度単位の緯度及び経度の座標を、小数点以下 6 桁で表示する。4 ヘクタール以上の土地区画については、それぞれの土地区画の周囲を描く適切な緯度、経度による多角形で示さなければならない。(EUDR 2.28)

3.15 商業活動の過程において

加工目的、商業的または非商業的消費者への流通目的またはオペレーターまたはトレーダー自身の事業における使用。(EUDR 2.19)

3.16 市場への出荷

商業活動の一環として、有償か無償かを問わず、EU 市場での流通、消費、使用のために関連製品を供給すること。(EUDR 2.18)

3.17 加盟国

EUDR が適用される EU 加盟国

3.18 天然生林

天然更新により成立した樹木が主体の森林で、以下のいずれかを含む：

- a) 人工林か自然再生林かを区別できない森林；
- b) 自然再生された原生樹種と植林または播種された樹種が混在する森林で、林分成熟時において自然再生された樹種が樹種構成の大部分を占めると予想される場合；
- c) 元々天然更新によって確立された樹木からなる雑木林；
- d) 導入後天然更新により形成された樹木林。(EUDR 2.9)

3.19 極少リスク

PEFC EUDR DDS の要求事項に従ってリスク評価実施後、当該製品が問題のある出処または EUDR に準拠していない製品に由来している、および/またはサプライチェーンレベルで、起源不明の関連製品、または問題のある出処及び/または EUDR に準拠していない製品に由来する関連製品と混合されている、というような懸念がないと結論づけられたリスクレベル。

(EUDR 2.26)

3.20 EUDR に準拠していない製品

EUDR 第 3 条に準拠していない**関連製品**

注 1: EUDR 第 3 条では、**関連製品**および**関連製品**は、以下の条件がすべて満たされない限り、**EU 市場に出荷**したり、提供したり、輸出してはならないと規定されている。

- (a) デイフォレストেশョン・フリーであること。
- (b) 生産国の**関連法規**に従って生産されていること。
- (c) **DD ステートメント**の対象となっていること。

注 2: EUDR 第 3 条の c 項は、**オペレーター**または**トレーダー**によって **EU 市場**に出荷されまたは提供され、或いは **EU 市場**から輸出される**関連製品**にのみ適用される。(EUDR 3、EUDR 2.15)

3.21 非 PEFC-EUDR

参照番号の有無にかかわらず**PEFC EUDR DDS**を行っていない**関連製品**を含む
原材料カテゴリ

3.22 非中小企業(Non-SME)

中小企業 (SME)、**零細企業(Micro)**、**小規模企業(Small)**、**中規模企業(Medium Sized Enterprise)**に分類されない企業（本規格の定義 3.43 を参照）。

注：この定義は**加盟国**に設立された**組織**に適用される。

3.23 オペレーター

商業活動の過程で、**関連製品**を **EU 市場**に出荷するか、**EU 市場**から輸出する自然人または法人。(EUDR 2.15)

注 1: **SME** と**非 SME** オペレーターでは異なる要求事項が適用される。

注 2: **組織**は、サプライチェーンにおける位置づけにより、**オペレーター**としても**トレーダー**としても同時に活動することができる。

3.24 組織

自らの目標を達成するため、責任、権限および関係を伴う独自の機能をもつ個人又はグループ。

注 1: 本規格において、**組織**とは、**PEFC EUDR DDS** を認証範囲に含む **PEFC** が認める有効な認証書を取得しているか、または取得の申請し、本規格の要求事項を実施する者を意味する。

注 2: EUDR における**オペレーター**と**トレーダー**は、自然人、法人あるいは法人ではないが、EU 法または国内法の下で法的行為を行う能力を有すると認められてい

る団体を意味し、グループとは、人々で構成されるグループを意味する。
(EUDR2.21)

3.25 その他の樹木地

農業用地または都市用地として優先的に使用されている土地を除き、面積が 0.5 ヘクタールを超え、樹高が 5 メートルを超え、樹冠被覆率が 5% ～ 10% であるか、または樹木のみでその生育地でこの基準に達するか、あるいは低木、灌木及び樹木の合計面積が 10% を超える森林として分類されていない土地 (EUDR 2.12)

3.26 PEFC-EUDR 主張

PEFC EUDR DDS を実施し、その結果、リスクなし、あるいは**極小リスク**となった**関連製品**に関し、組織が販売及び納入書類に行う「PEFC EUDR」の主張。この主張は、常に PEFC ST2002 に基づく PEFC 主張 (PEFC ST の定義 3.27、つまり X%PEFC 認証、及び PEFC 管理材) とともに使用されなければならない。

例：PEFC-EUDR 100% PEFC 由来、PEFC-EUDR X%PEFC 認証または PEFC-EUDR PEFC 管理材。

注：PEFC-EUDR の主張は、関連製品に含まれる PEFC 認証原材料の割合とは無関係に、主張の対象となる製品全体に適用される。

3.27 PEFC EUDR の原材料カテゴリー

PEFC EUDR 原材料カテゴリーは次の通り：

参照番号付き PEFC-EUDR、参照番号なし PEFC-EUDR 及び非 PEFC-EUDR

注：組織は、PEFC ST 2002 及び本モジュール規格 PEFC EUDR DDS に基づいて原材料の分類をしなければならない。

3.28 PEFC EUDR デュー・ディリジェンス・システム (PEFC EUDR DDS)

組織が実施する手順と措置の仕組み、すなわち情報収集、リスク評価、リスク軽減を行い、関連製品が**問題のある出处**および/または**非準拠製品**がサプライチェーン上もたらせるリスクを軽減する仕組み。さらに、**PEFC EUDR DDS** には、**根拠のある懸念**と EUDR の**根拠のある懸念**に関する要求事項、DD ステートメントの提出、市場への出荷禁止、**管轄当局**への報告、**問題のある出处**および/または**非準拠製品**から生じた可能性のある**関連製品**を **EU 市場**に出荷したり **EU 市場**から輸出したりしない責任に関する要件も含まれる。

注：EUDR またはその他の法的義務の遵守責任は、すべて**オペレーター**および/または**トレーダー**として定義される**組織**にある。

3.29 参照番号なし PEFC-EUDR

PEFC EUDR DDS を認証範囲に含む PEFC 認証書の対象である供給者によって「PEFC-EUDR 主張」とともに納入されるが、EU 市場にまだ投入されていないため、EUDR 参照番号が付随していない関連製品をカバーする原材料カテゴリー。

3.30 参照番号付き PEFC EUDR

PEFC EUDR DDS を認証範囲に含む PEFC-COC 認証書を保有する供給者から、「PEFC EUDR 主張」及び EUDR 参照番号を付して納入される関連製品をカバーする原材料カテゴリー。

3.31 市場へ出荷

関連する産品または製品が最初に EU 市場に出荷されること (EUDR 2.16)

3.32 森林プランテーション

木材、繊維、エネルギーのための短伐期プランテーションなど集約的に管理され、植栽時及び林分成熟時に 1 または 2 種類の樹種、均等な年齢級、一定の間隔という基準の全てを満たす育成林。生態系の保護や回復のために植林された森林、および植林や播種によって育成され、成熟段階で自然に再生する天然生林に類似している、または類似するであろう森林は除外される。

(EUDR 2,11)

3.33 育成林

主に植林および/または意図的な播種によって育成された樹木で構成されている森林。ただし、植林または播種された樹木が成熟時に成長株の 50% 以上を構成すると予想される場合に限る。これには、以前に植林された、または播種により育成された樹木からなる雑木林が含まれる。(EUDR 2,10)

3.34 土地の区画

その土地で生産される関連製品に関する森林減少及び森林劣化のリスク総量の評価を可能にするのに十分な条件を持つ、生産国の法律で認められた一つの所有地内の土地。(EUDR 2,27)

3.35 原生林

人間の活動の痕跡がはっきりと目に見えず、生態学的プロセスが大きく妨げられていない、在来樹種が自然に更新されている森林。(EUDR 2,8)

3.36 生産

関連する**土地区画**で、牛に関しては施設、で育成、収穫、取得、または飼育されたもの。
(EUDR 2.14)

3.37 参照番号

オペレーターまたは**非 SME トレーダー**が、**DD ステートメント**を提出した後に **EU 情報システム**から取得する番号。

注 1: EU 参照番号は、**DD ステートメント**の番号のことである

注 2: EU 参照番号を取得できるのは、**オペレーター**または**トレーダー**と定義され、**関連製品**を直接 EU 市場に出荷するか、EU から輸出する**組織**のみである。

3.38 関連産品

牛、ココア、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材を意味する。

注：関連商品リストが EU により変更された場合は、その変更による
(EUDR 2.1)

3.39 生産国の関連法規

生産地の法的位置づけに関して、**生産国**で適用される法律：

- a) 土地使用权
 - b) 環境保護
 - c) 木材伐採に直接関係する森林管理及び生物多様性保全を含む森林関連規則
 - d) 第三者の権利
 - e) 労働者の権利
 - f) 国際法で保護される人権
 - g) 先住民の権利に関する国連宣言に規定されているものを含む、自由な、事前の、かつ情報に基づく同意 (FPIC)の原則
 - h) 税、腐敗防止、貿易、関税に関する規制
- (EUDR 2.40)

3.40 関連製品

EUDR の附属書 1 に記載されている製品で、関連産品を含むもの、または関連商品を使用して製造されたもの。(出典：EUDR 2.2)

注 1：EUDR の附属書 1 は、欧州委員会によって定期的に改正される。

注 2：附属書 1 は、HS コード (Harmonized System Codes) に基づき、該当する**関連製品**を示している。詳細は EUDR の附属書 1 を参照

注 3：この規格で**関連製品**の対象は**森林及び森林外樹木産品**に限られる

(EUDR 2.40)

3.41 重大リスク

PEFC EUDR DDS の要求事項に基づくリスク評価の実施後に結論付けられたリスクのレベルで、**関連製品が問題のある出处**または **EUDR に準拠していない供給源に由来している**、および/またはサプライチェーンのレベルで、起源不明の**関連製品**または**問題のある出处**および/または **EUDR に準拠していない供給源に由来する製品**と混合されている懸念の原因を示している。

3.42 SME

零細、小、中規模企業、あるいは **SME** とは、欧州議会及び理事会指令 2013/34/EU の第 3 条に定義される零細・中小企業を意味する。

注：この定義は **EU メンバー国**により確立された**組織**に適用される。

(EUDR 2(30))

3.43 トレーダー

オペレーター以外のサプライチェーンに属する**組織**で、商業活動の過程で、**関連製品**を **EU 市場**で入手可能にする者。(出典 EUDR, 2.17)

注 1：**SME** と非 **SME** に対しては異なる要求事項が適用される。

注 2: **組織**は、サプライチェーンにおけるその立場により、同時に**オペレーター**又は**トレーダー**として活動することができる。

(EUDR 2.17)

3.44 EU 市場

関連製品が出荷あるいは輸出される EU の市場

3.45 廃棄物

廃棄、または廃棄する予定、あるいは廃棄する必要がある物質または物体
(指令 2008/98/EC 第 3 条(1))

4. PEFC EUDR デュー・ディリジェンス・システム (DDS) 要求事項

4.1 全般的事項

4.1.1 **組織**は、調達する**関連製品**が、**問題のある出处**からのものであるおよび/または **EUDR に準拠していない供給源**に由来する、および/またはサプライチェーンの段階で混合されるリスクを最小限に抑えるために、**PEFC EUDR DDS** を実施しなければならない。(EUDR 8.1)

4.1.2 **組織**は、実施したい DDS (**PEFC EUDR DDS** または PEFC ST 2002 の DDS のいずれか) を製品グループレベルで定義しなければならない。

4.1.3 **組織**は、この**PEFC EUDR DDS** を通じ、PEFC EUDR DDS が適用される PEFC 製品グループに投入されるあらゆる原材料のリスクが**極小**であることを、COC 方式を実施する前に確認しなければならない。(EUDR 4.1)

4.1.4 **組織**は、以下の 3 つのステップにより **PEFC EUDR DDS** を実施しなければならない。

- a) 情報の収集 (本規格第 5 章)
 - b) リスク評価 (本規格第 6 章)
 - c) リスクの軽減 (本規格第 8 章) 該当する場合
- (EUDR 8.2)

4.1.5 以上に加え、**組織**は以下の手順を完了しなければならない

- a) **根拠のある懸念** (本規格第 7 章)
- b) 必要に応じ EU 情報システムへの **DD ステートメント**の提出 (本規格第 9 章)
- c) **非 SME オペレーター**および/または**トレーダー** (零細企業及び自然人として定義される組織も含む) は、**デュー・ディリジェンス・システム**について毎年の公開 (本規格第 9 章 9.2)
- d) 市場への出荷の禁止 (本規格第 10 章)

4.1.6 **組織**は、**PEFC 顧客**に対し 4.4 及び第 5 条に基づき必要な情報を提供しなければならない (出典: EUDR 4.7)

4.1.7 **組織**は、**PEFC EUDR DDS** を少なくとも年に 1 回、また結果に影響を与える可能性のある新たな展開や情報の変化を認識した場合にはレビューを行い、必要に応じ て DDS の改正を行わなければならない。 (出典: EUDR 12.2)

4.1.8 オペレーターおよび/またはトレーダーとして定義される**組織**は、**管轄当局**に対し、**PEFC EUDR DDS** に関連する施設へのアクセスの提供、すべての文書および記録の利用など **EUDR** に基づく義務を遂行するために必要なあらゆる支援を提供しなければならない。(EUDR、4.6)

4.2 管理システムに対する追加的要求事項

4.2.1 **組織**は、その COC 管理システムの下で、**PEFC EUDR DDS** を行使するための書面による手順を策定しなければならない。**組織の PEFC EUDR DDS 手順**は最新の状態に維持されなければならない (出典: EUDR 12.1)

4.2.2 **非 SME オペレーターおよびトレーダー**として定義される**組織**は、スタッフメンバーの中から EUDR コンプライアンス責任者を指名しなければならない。(出典: EUDR 11.2a)

注: EUDR コンプライアンス責任者は、**組織の PEFC COC 認証 (PEFC ST 2002:2020 の要件求事項 4.3.1.2) の責任者と同一人物にすることができる。**

4.2.3 **組織**は、PEFC EUDR DDS に関連するすべての文書を少なくとも 5 年間保管しなければならない。その文書は、本規格の第 5 章、第 6 章及び第 8 章に規定されているすべての記録、措置、手順などを含んでいなければならない。(EUDR 12.2、12.5)

4.3 投入原材料の確認に関する追加的要求事項

4.3.1. **組織**は、**PEFC EUDR DDS** が適用される PEFC 製品カテゴリー・グループへの投入原材料として使用される**関連製品**について、PEFC ST 2002,5.1.1 に示されている文書に加えて、以下を入手しなければならない。

- a) **関連製品**の数量を特定するための供給者からの以下の情報。
 - i **EU 市場**に出入りする**関連製品**の場合、数量は正味質量キログラムで表示され、該当する場合は理事会規則 (EEC) No 2658/87(20)の付属書 I に定められた補足単位(示された HS コードに対して)で表示される
 - ii それ以外の場合はすべて、数量は正味質量、または該当する場合は品目の体積または数で表され、補足単位は、**DD ステートメント**で参照される HS コードの小見出しにおいて定義されている場合に適用される。
- b) PEFC 主張に加え、各 PEFC 主張製品に対する特別な PEFC EUDR 主張
- c) **PEFC EUDR DDS** を適切に実施するため必要な情報

4.3.2 組織は、「PEFC EUDR 主張」を付して納入される関連製品について、供給者がPEFC EUDR DDS を認証範囲に含む有効な PEFC-COC 認証書によってカバーされていることを PEFC Web サイトで確認しなければならない。さらに組織は当該関連製品が PEFC EUDR DDS の認証範囲に含まれていることを確認しなければならない。

4.3.3 組織は、PEFC EUDR DDS が適用されるPEFC 製品グループで使用される投入原料の納入ごとに、PEFC EUDR DDS を実施する前に、PEFC ST 2002 に基づく原料カテゴリの分類に加えて、PEFC EUDR DDS の原材料カテゴリに従って次のように関連製品を分類しなければならない。

- a) 参照番号付き PEFC-EUDR
- b) 参照番号なし PEFC-EUDR
- c) 非 PEFC-EUDR

4.4 製製品の宣言に関する追加要求事項

4.4.1 組織は、PEFC 顧客に対して「PEFC-EUDR 主張」を行う PEFC 製品グループからの製品について、以下の文書を提供しなければならない：

- a) 以下の関連製品の量:
 - i. EU 市場に出入りする関連製品の場合、数量は正味質量キログラムで表示され、該当する場合は理事会規則 (EEC) No 2658/87(20)(示された HS コードに対して) の付属書I に定められた補足単位で表示される。
 - ii それ以外の場合はすべて、数量は正味量、または該当する場合は品目の体積または数で表される。補足単位は、DD ステートメントで参照される HS コードの小見出しにおいて定義されている場合に適用される。
- b) 適用される PEFC 主張に加えて、各 PEFC 主張製品に対する特別な「PEFC-EUDR 主張」および;
- c) 必要に応じて、顧客が適切に PEFC EUDR DDS を実施するために必要な追加情報 (EUDR 9.1b)

5. 情報の収集

5.1 全般的事項

5.1.1 組織は、参照番号付き PEFC-EUDR として分類され、『PEFC-EUDR 主張』を付して納入された**関連製品**については、**供給者**から以下を入手し、記録しなければならない。

a) 参照番号

b) 組織が要請に応じ、**関連製品**のリスクが極小であることを確認するために必要な下記 5.1.2 に示す情報あるいはその他の情報。**供給者**が要求された情報を所有していない場合、要求はその前の**供給者**に引き継がなければならない。

5.1.2 組織は、参照番号なし PEFC EUDR として分類され「PEFC EUDR 主張」を付して納入された**関連製品**については、以下の情報を供給者から適切に入手し、記録しなければならない。

a) 該当する**関連製品**の商品名および種類。木材を含むまたは木材を使用して製造された**関連製品**の場合には、樹種の一般名および学名、製品の説明。製品の説明には、それに含まれるまたはそれらの製品の製造に使用される**関連商品**または**関連製品**のリストが含まなければならない。(出典: EUDR 9,1a)

b) **関連製品**および該当する場合はその一部の収穫国
(出典: EUDR 9,1c)

注: この規格では、「生産」 (=production) 国は「収穫」 (=harvesting) 国を意味する (EUDR 9.1 c)、EUDR 2.14)

c) **関連製品**が生産された土地区画の地理位置情報 (EUDR 9,1d)

d) 生産の日づけあるいは時期

注: この規格においては「生産 (production)」は「収穫(harvest)」を意味する (EUDR 9,1d、EUDR 2.14)

e) **関連製品**の供給元である企業または個人の名前、住所、および電子メールアドレス。
(EUDR 9,1e)

f) **関連製品**を供給する企業、オペレーターまたはトレーダーの名前、住所、および電子メールアドレス (EUDR 9,1f)

g) **関連製品**がディフォレストেশョン・フリーであるという、十分に確定的かつ検証可能な情報 (EUDR 9,1g)

h) **関連製品**が、生産の目的でそれぞれの土地を使用する権利を与える取り決めを含み、生産国の関連法令に従って生産されたという十分に確定的かつ検証可能な情報 (EUDR 9,1h)

例 1: 使用できる情報源としては有効な FLEGT ライセンス。(欧州連合の森林法施行ガバナンス・貿易行動計画)

例 2: 欧州委員会が、国別リスクレベルを低と割り当てた国で産出された関連製品の場合
 の確定的かつ検証可能な情報の例としては、伐採許可あるいは収穫宣言が挙げ
 られる (EUDR 9.1 h))

5.1.3 組織は、非 PEFC-EUDR として分類される**関連製品**については、5.1.2 に基づき
 必要なすべての情報を取得しなければならない。

供給者がこの情報を提供できない場合、その**関連製品**は**重大リスク**とみなされ、組織は
 この規格の第 8 章に従ってリスクを軽減しなければならない。当該**関連製品**は、リ
 スクが軽減されるまで PEFC- COC の過程に入れてはならないし、EU 市場に出荷し
 てはならない。

5.1.4 オペレーターおよび/あるいは**非 SME トレーダー**として分類される**組織**は、要求に
 応じて、5.1.2 に基づいて収集された情報、文書、収集されたデータを管轄当局に提
 供しなければならない。(EUDR 9.2)

5.1.5 オペレーターおよび/あるいは**非 SME トレーダー**として分類される**組織**は、すべて
 の情報、文書及びそれぞれの**関連製品**に関係するデータについて、当該**関連製品**が
 EU 市場に出荷または EU 市場から輸出された日から 5 年間保管しなければならない
 (EUDR 9.1)

表 2: PEFC EUDR 原材料カテゴリーに従って関連製品を分類するために必要な情報の概要

情報収集に関する要求事項	材料分類		
	参照番号付き PEFC-EUDR	参照番号なし PEFC-EUDR	非 PEFC-EUDR
5.1.2 に基づき収集すべき情 報		X	X
要請に応じ収集すべき 5.1.2 に基づく情報	X		
参照番号	X		

6. リスク評価

6.1 全般的事項

6.1.1 **組織**は、本規格の第4章、第5章およびその他の文書に基づき収集された情報を検証および分析しなければならない。**組織**はその情報と文書に基づき PEFC のリサイクル材料の定義に当てはまる**関連製品**を除き、**PEFC EUDR DDS** が適用される**製品グループ**に投入されるすべての**関連製品**のリスク評価を実施しなければならない。(EUDR 10.1)

6.1.2 リスク評価では、**EU 市場**に出荷あるいは EU から輸出されることを意図した**関連製品**が、問題のある出処(PEFC ST 2002 3.7)に由来する、あるいは EUDR (この規格の 3.20)に準拠しないリスクがあるかどうかを明確にするものである。

6.1.3 **組織**は、リスク評価によりリスクなし、あるいは極小リスクとならない限り、当該**関連製品**を PEFC-COC 過程に投入してはならないし、EU 市場に出荷、あるいは EU 市場から輸出してはならない (EUDR 10.1)

6.1.4 **組織**のリスク評価は、以下のリスクの評価を含め実施されなければならない。

- a) **関連製品**が、2020 年 12 月 31 日以降に森林減少または森林劣化を発生した活動に由来するリスク (本規格 6.2)
- b) **関連製品**が生産国の関連法令を遵守せず生産されたリスク (本規格 6.3)
- c) **関連製品**が森林の木材または非木質林産品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来する、あるいは、遺伝子組み換え樹木が生産されているリスク
注: c)は、EUDR ではカバーされていない、PEFC ST 2002 の 3.7 の**問題のある出処**の定義の要素 (b) と (i) に対応している。「PEFC EUDR 主張」を付した原材料がこの PEFC の定義に対応した問題のある出処かどうかを確認するため、**PEFC EUDR DDS** を実施する組織は、EUDR の範囲を超え、PEFC の問題のある出処となる部分についても対処する必要がある。
- d) サプライチェーン段階での混合のリスク (本規格 6.5)

6.1.5 **組織**のリスク評価は、投入される**関連製品**がリスクなしあるいは**極小リスク**のカテゴリか**重大リスク**のカテゴリに分類されなければならない。

6.1.6 **組織**は、**関連製品**を**極小リスク**として分類する前に、**根拠のある懸念**及および/あるいは **EUDR 根拠のある懸念**がないこと、あるいはこれらの懸念が解消されている

ことを確認しなければならない。(EUDR 10、2e)

6.1.7 **組織**が、**関連製品**について 6.2、6.3、6.4、および 6.5 に記載されているリスク評価の項目の 1 つ、または複数について、**重大リスク**と確認した場合、本規格の第 8 章に従って確認されたリスクを管理しなければならない。(EUDR 11,1 に基づく)

6.1.8 **組織**は、**関連製品**をオペレーターまたは**非 SME トレーダー**として定義される**供給者**から調達する場合、当該**関連製品**が EU 参照番号付きで納入されているかどうかを確認しなければならない。当該**関連製品**が EU 参照番号とともに納入されていない場合、その**関連製品**は**重大リスク**とみなされなければならない。(EUDR 3.c)

6.1.9 リスク評価を実施する際、組織は以下を考慮に入れなければならない

- a) リスク評価を実施する際には、欧州委員会の専門家グループ登録簿に公表されている EUDR の実施を支援する欧州委員会の専門家グループの会議の結論を考慮する。
(EUDR 10.2 k)
- b) 出典、信頼性、有効性、4.3 及び 5.1.2 で言及されている他の利用可能な文書へのリンク、および**関連製品**が EUDR に準拠していないリスクを示す情報
(EUDR 10.2g)

6.1.10 **組織**は、6.2、6.3、6.4、および 6.5 に規定されているリスク評価指標に対するリスクの程度を判断するために取得および使用した情報および証拠を含めリスク評価プロセスの記録を文書化し、保管しなければならない。(EUDR 10,1)

6.1.11 リスク評価は文書化され、少なくとも年に一度、さらにこの規格の 4.3 及び 5.1.2 に記載されている情報に変更が生じた場合、あるいは**組織**の **PEFC EUDR DDS**に影響を与える新たな進展が見られた場合、レビューされ、必要に応じて改正されなければならない。(EUDR 10.4)

6.1.12 **オペレーター及び/あるいは非 SME トレーダー**として分類される**組織**は、収集された情報が 6.2、6.3、6.4 及び 6.5 に規定されたリスク評価指標に照らしてどのようにチェックしたか、またリスクの程度をどのように決定したかを実証できなければならない。(EUDR 10.4)

6.2 **関連製品**が、2020 年 12 月 31 日以降に**森林減少**および**森林劣化**が発生した活動に由来しているリスクの評価

6.2.1 組織は、以下の表 3 の指標のいずれかが該当する場合、2020 年 12 月 31 日以降に森林減少および森林劣化が発生した活動に起因するリスクなし、あるいは**極小リスク**として**関連製品**を分類することができる。(EUDR 10, 2 に基づく)

表 3: 関連製品が 2020 年 12 月 31 日以降に森林減少および森林劣化が発生した地域から生産されたリスクに関するリスクなし、あるいは極小リスクの指標のリスト

i.	認証範囲に PEFC EUDR DDS を含む PEFC が認める有効な認証書を保持し、PEFC EUDR を実施している 供給者 によって、「 PEFC-EUDR 主張 」および本規格の第 5 章に基づく追加情報とともに納入された特定の 関連製品 例: PEFC-EUDR X% PEFC 認証
ii.	森林減少 や 森林劣化 が蔓延しておらず、欧州委員会が 国別リスク として低とした国、またはその一部で生産された 関連製品 (出典: EUDR 13, 1)
iii.	すでに EUDR に適応している PEFC SFM 認証書保持者から、有効な 100% PEFC 認証の主張とともに供給された 関連製品 注: EUDR 適合の PEFC SFM システムについては、PEFC ウェブサイト参照
iv.	第三者認証機関が発行した有効な認証書にサポートされた EUDR に適応している森林認証スキーム (PEFC 承認以外の) により完全に認証されていると宣言され、 参照番号 とともに納入された 関連製品 。組織は森林認証スキームが EUDR と整合していることを証明しなければならない。
v.	組織が以下を行っている 関連製品 : a) 関連製品 が生産される土地区画の 地理的位置情報 、および収穫の日付または収穫期間の把握 b) 関連製品 が 2020 年 12 月 31 日以降に 森林減少 と 森林劣化 が発生した地域に由来しないことの情報確認 c) 証拠の記録

6.3 関連製品が、生産国の関連法令に準拠していない活動に由来するリスクの評価

6.3.1 組織は、表 4 の指標のいずれかが該当する場合、**関連製品**を、生産国の**関連法令**に準拠していない活動に由来するリスクをリスクなし及び/あるいは**極小リスク**と分類することができる。(EUDR 10,2 に基づく)

表 4: 生産国の関連法令に準拠していないリスクがリスクなし、あるいは極小の指標

i. 認証範囲に PEFC EUDR DDS を含む PEFC が認める有効な認証書 を保持し、 PEFC EUDR DDS を実施している 供給者 によって、 「PEFC-EUDR 主張」 および本規格の第 5 章に基づく追加情報とともに納入された 関連製品 例: PEFC- EUDR X% PEFC 認証
ii. 森林減少や森林劣化 が蔓延しておらず、欧州委員会が 国別リスク を低とした国あるいはその一部で生産された 関連製品 (EUDR 13. 1)
iii EUDR に適応している PEFC SFM 認証書保持者から、有効な 100% PEFC 認証の主張とともに供給された 関連製品 注: EUDR 適合の PEFC SFM システムについては、PEFC ウェブサイト参照
iv 規則 (EC) No 2173/2005 の範囲内にあり、運用ライセンススキームの有効な FLEGT ライセンスの対象となっている 関連製品 (EUDR 10.3)
v. 第三者認証機関が発行した有効な認証書にサポートされた EUDR に適応している森林認証スキーム (PEFC 承認以外の) により完全に認証されていると宣言され、 参照番号 とともに納入された 関連製品 。 組織 は森林認証スキームが EUDR と整合していることを証明しなければならない。

6.3.2 表 4 の指標がいずれも該当しない場合、表 5 のすべての指標が当てはまれば、**組織** は **関連製品** を、生産国の関連法令に準拠していない活動に由来することについて極小リスクとして分類することができる (EUDR 10, 2 に基づく)

表 5: 生産国の関連法令を準拠していないことについてのリスクなし、あるいは極小リスク
補足指標

i. 生産国あるいはその一部との関連での関連製品に関する懸念のリスト: a) 汚職の横行。 b) 文書およびデータの改ざんの蔓延。 c) PEFC ST 2002, 3.7 の問題のある出処(a) または (b) の用語に該当する活動、または EUDR に準拠しない活動が蔓延していると認識されている国/地域からの関連製品に含まれる樹種。 d) 以下のものの不足: I. 法執行 II. 環境保護 III. 収穫に直接関係する森林管理や生物多様性保全を含む森林関連の規則、および/または低レベルの森林統治や法執行 出典:EUDR 2.40(b),(c) ; EUDR 10.2(h)
e) 以下に関する違反:

I. 土地使用权

II. 第三者の権利

III. 労働者の権利

注: **組織**は、労働における基本的原則と権利に関する ILO 宣言 (1998) など、国際的に認められている労働者の権利義務を考慮することができる。

IV. 国際的人権

出典: EUDR 2.40(a),(d), (e),(f)

f) 以下の存在:

I. 武力紛争または**紛争木材**の取引

II. 国連安全保障理事会または欧州連合理事会によって課された制裁。

III. 税金、汚職防止、貿易および関税に関する規制の違反

出典: EUDR 10.2(h),2.40(h)、PEFC ST 2002, 3.7 h

ii. 先住民族が存在しない**生産国**に由来する**関連製品**。もし**生産国**またはその一部に先住民族が存在する場合以下を適用しなければならない:

a) 生産国またはその一部に住む先住民族との誠意を持った協議、協力

b) **関連製品**を生産する目的で利用される地域の利用または所有権に関する客観的かつ検証可能な情報に基づいた、先住民族による正当に理由のある要請がないこと。

c) 先住民の権利に関する国際連合宣言の規定を含み、自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意 (FPIC) の原則

注: c)は生産地域の法的地位に関して生産国で適用される関連法の文脈で理解されるものとする。

出典: EUDR 10.2(c), (d), (e)

6.4 **関連製品が森林の木材または非木質林製品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来するリスク、あるいは、遺伝子組換え樹木の調達されるリスクの評価**

6.4.1 **組織**は、PEFC が認める有効な認証書を保有する**供給者**から PEFC-COC 主張とともに納入される**関連製品**については、森林の木材または非木質林製品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来する、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来する、あるいは、遺伝子組換え樹木に由来するリスクをリスクなし、または**極小リスク**に分類できる

6.4.2 **組織**は、有効な PEFC-COC 主張を付して納入されない**関連製品**について、表 6 の全ての指標が適用される場合、その**関連製品**を、森林の木材または非木質林製品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来する、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来する、あるいは、遺伝子組換え樹木

に由来するリスクをリスクなし、または**極小リスク**に分類できる

表 6：関連製品が森林の木材または非木質林産物の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫、あるいは遺伝子組み換え樹木の調達に由来するリスクが、リスクなし、あるいは極小レベルとなる指標

a) 森林の木材及び非木質林産物やサービスを生産する能力の持続可能性を維持している、あるいは収穫量が長期的に持続可能な水準を超えない活動。 例：これを確認できるデータソース：FAO 森林資源評価、STIX、UNECE、欧州環境機関、または Forest Trends。
b) 一般に入手可能なデータにより、遺伝子組み換え森林及び樹木を基にした生産物が、その国/地域で生産され、市場に出荷されていない。

注：これらの指標は、PEFC ST 2002 の 3.7「問題のある出処の定義」の要素 (b) と (i) に相当する。

6.5 サプライチェーン段階において、森林及び樹木産原材料が、EUDR を遵守していない供給源又は問題のある出処からのものと混合されるリスクの評価

6.5.1 組織は、表 7 に該当する指標がない場合、サプライチェーン段階で、関連製品が、問題のある出処や EUDR を遵守していない供給源を起源とする材料と混合されるリスクを極小リスクとすることができる (EUDR10, 2)

表 7：サプライチェーン段階での重大なリスクの指標のリスト

i) EUDR を回避するリスク、あるいは出処が不明な、または問題のある出処に由来する原材料と混合されるのリスク (EUDR 10.2(j)、PEFC ST 2002)
ii) 関連サプライチェーンの複雑性 (EUDR 10.2(i))
iii) 関連製品の加工段階において、特に、関連製品と当該製品が生産された 土地区画 との関連づけが困難 (EUDR 10.2(i))
iv) 関連サプライチェーン上の 組織 が、問題のある出処に関する PEFC の定義(PEFC ST 2002 3.7a)の違法な出処に関する要求事項、あるいは EUDR または関連法令に準拠していない履歴あるとの情報 (EUDR 10.2(l))

7. 根拠のある懸念

7.1 本規格の第 6 章に基づいて実施されたリスク評価の結果および EUDR の第 31 条に基づいて提出された **EUDR の根拠のある懸念**を含み、**関連製品が問題のある出处**に由来している (**根拠のある懸念**)、EUDR に準拠していない、または EUDR が回避されている (**EUDR 根拠のある懸念**)との関連情報を入手または認識した**組織**は、第 6 章および第 8 章に基づきそれらに対処する必要がある (EUDR 13.2)

7.2 **EUDR 根拠のある懸念**に関しては、**オペレーター**及び/または**非 SME トレーダー**と定義される**組織**は、**関連製品**が EUDR に準拠していない、または EUDR が回避されているとの情報を入手あるいは認識した場合、直ちに、**管轄当局**に通知しなければならない。(EUDR 13.2)

7.3 **組織**は、**根拠のある懸念**及び **EUDR 根拠のある懸念**について、その懸念が確認された日から 10 日以内に調査を開始しなければならない

7.4 **オペレーター**及び/または**非 SME トレーダー**として定義される**組織**は、**EU 市場**に出荷した**関連製品**が EUDR に準拠していないリスクがあることを示す **EUDR 根拠のある懸念**を含む新たな情報を入手または認識した場合、**関連製品**が市場に出荷された加盟国の**管轄当局**および**関連製品**を供給した**トレーダー**に直ちに通知しなければならない。輸出の場合、**オペレーター**はその**関連製品**の生産国である加盟国の**管轄当局**に通知しなければならない (EUDR 4.5)

7.5 **SME トレーダー**と定義される**組織**は、**EU 市場**に出荷した**関連製品**が EUDR に適合しないリスクがあるとの **EUDR 根拠のある懸念**を含む新たな情報を入手した場合、またはそれを認識した場合、当該製品を出荷した加盟国の**管轄当局**、および当該製品を供給した**トレーダー**に直ちに通知しなければならない。(EUDR 5.5)

8. リスクの軽減

8.1 全般的事項

8.1.1 **組織**は、第6章に従って実施された**リスク評価**により、**関連製品**が**非準拠品**であるリスクがないか、または**極少レベル**であることが明らかになった場合を除き、PEFC-COC を実施する前に、リスクをなしにするか、または**極少レベル**に抑えるに十分なリスク軽減手順および措置を実施しなければならない (EUDR 11.1)

8.1.2 手順や措置には、以下のいずれかを含むことができる：

- a) 追加の情報、データ又は文書の要求 (EUDR 11.1(a))
- b) 独立した調査または監査の実施 (EUDR 11.1(b))
- c) その他第5章に規定されている情報の要求事項に関する措置 (EUDR 11.1.(c))

8.1.3 こうした手順や措置には、**組織**に対する**供給者**の、特に小規模所有者の能力向上や投資を通じ、EUDR の遵守への支援を含むことができる (EUDR 11.1)

8.1.4 **組織**は、特定されたリスクを効果的に軽減し管理するために、十分かつ適切な方針、管理、および手順を準備しておかなければならない。これらの方針、管理、および手順には、以下のものが含まれなければならない；

- a) リスク管理モデル、報告、記録、内部統制、コンプライアンス管理（**非 SME オペレーター**と**非 SME トレーダー**と定義される**組織**においては、マネージメントレベルにおいてコンプライアンス責任者の選任を含む）(4.2.2 も参照)
- b) **非 SME オペレーター**と**非 SME トレーダー**と定義される**組織**においては、8.1.2 で規定されている内部方針、統制及び手順をチェックする独立した監査機能 (EUDR 11.2)

8.1.5 **組織**は、リスク軽減の手順と措置に関する決定を文書化し、少なくとも年1回見直さなければならない。 (EUDR 11.3)

8.1.6 **オペレーター**及び**非 SME トレーダー**と定義される**組織**は、要求があれば、管轄当局に対しリスク軽減手順及び措置に関する決定を管轄当局に公開しなければならない。 (EUDR 11, 3)

8.1.7 **オペレーター**及び**非 SME トレーダー**と定義される**組織**は、リスク軽減手順及び措置の決定がどのように行われたかを実証できるようにしなければならない (EUDR 11.3)

8.2 追加情報、データ及び文書の要求

8.2.1 組織は、「重大なリスク」供給品の全ての供給者に以下を要求しなければならない：

- a) 4.3 および 5.1.2 に記載されているすべての詳細情報、およびサプライチェーン全体と供給元の生産地に関する追加データと文書の組織への提供
- b) 組織が、供給者の事業だけでなく、サプライチェーン内の一つ先の供給者の事業に対しても第2者または第3者による監査の実施を可能にすること

注：これらの手順は、例えば契約上の合意や供給者による書面による自己宣言によって確認できる

8.2.2 提出される情報により、組織の監査の計画と実施が可能とならなければならない。

8.3 監査

8.3.1 組織のリスク軽減手順および措置には、組織に提供され、レビューされた文書だけでは、**関連製品が問題のある出处**および/または**非準拠製品**に由来していないということについて十分な確信を持っていない場合に、**重大リスク**を伴う供給品を納入している**供給者**に対する監査を含めなければならない。監査は、**組織自身**（第三者監査）または組織に代わって第三者によって実施することができる

8.3.2 組織は、監査を実施する要員が、**重大なリスク**の供給源のリスクに関連している EUDR、PEFC EUDR DDS、現地のビジネス、文化的、社会的慣習、適用される条約、法規制、ガバナンス、法執行に関する十分な知識と能力を持っていることを証明しなければならない。

8.3.3 組織は、監査される**供給者**の**重大リスク**を伴う供給品のサンプルを決定しなければならない。年間サンプルの数は、1 年間の**重大リスク**を伴う供給品の数の平方根 ($y=\sqrt{x}$) 以上とし、小数点以下を切り上げるものとする。以前の監査で本規格の目的を果たす上で効果的であったと証明されている場合、サンプルの数は、 $y=0.8 \sqrt{x}$ に縮小することができる。

8.4 是正措置

8.4.1 組織は、特定されたリスクを効果的に管理するための方針、管理、手順の一部として、重大なリスクのある供給品を納入する供給者に対し是正措置を実施するための手順を定めなければならない。

8.4.2 是正措置の範囲はリスクの大きさと深刻さに基づいて決定され、供給者が適切なリスク軽減措置が実施されたことを実証できるまで、**関連製品**に関する契約または注文のキャンセルまたは停止を検討しなければならない

9. デュー・ディリジェンス (DD) ステートメントの提出と公表

9.1 DD ステートメントの提出

9.1.1 オペレーター及び非 SME トレーダーと定義される組織は、関連製品を EU 市場に出荷するか輸出する前に、EU の情報システムを通じて、当該製品を出荷あるいは輸出する加盟国の管轄当局に、当該製品を対象とする DD ステートメントを提出しなければならない。(EUDR 4.2 及び EUDR 5.2)

9.1.2 組織は、要求があれば、PEFC 顧客、または関連製品のサプライチェーンのさらに下位の組織に、DDS が実施され、リスクがなし、あるいは極少レベルとされたことを実証するために必要な情報を提供しなければならない。(EUDR 4.7)

9.1.3 DD ステートメントは、オペレーター及び/非 SME トレーダー、あるいは法定代理人により提出することができる。どのような場合においても、EUDR に準拠する責任はオペレーター及び/非 SME トレーダーとして定義される組織にある (EUDR 4.3)

9.1.4 オペレーター及び非 SME トレーダーと定義された組織は、DD ステートメントを EU 情報システムに提出した日から少なくとも 5 年間保管しなければならない。(EUDR 4.3)

9.1.5 SME トレーダーと定義された組織は、要請に応じ、関連製品に付随する参照番号をその製品を EU 市場で入手可能とした日、または輸出した日から少なくとも 5 年間保管し、要請に応じ、管轄当局にこの情報を提出しなければならない。(EUDR 5.4)

9.1.6 DD ステートメントは、少なくとも 付属書 1 に規定された情報を網羅しなければならない。

9.2 デュー・ディリジェンス・システム(DDS)報告書及び公表

9.2.1 非 SME オペレーター及び非 SME トレーダーと定義される組織は、EUDR の義務を果たすためにとった手段を含む PEFC EUDR DDS について、年に一度インターネット等を通じて、可能な限り広く一般に公表しなければならない。(EUDR 12.3)

9.2.2 組織の DDS 報告書には、関連製品に関する以下の情報が含まれなければならない：

- a) 本規格の要求事項 4.4.1 及び 5.1.2(a)及び(b)に記載されている情報の概要
- b) 第 6 章に従って実施されたリスク評価の結論、および第 8 章に従って実施されたリスク軽減の結果、およびリスクを評価するために入手し使用した情報および証拠の説明。
- c) 該当する場合、関連製品及び関連製品の生産地域に存在する先住民、地域社会、その他の慣習的権利保有者、又は市民団体との協議プロセスの説明。(EUDR 12.4)

9.2.3 バリューチェーンのデュー・ディリジェンスに関する要求事項を定める EU の法令の適用範囲にも含まれるオペレーター及び/あるいは**非 SME トレーダー**として定義される**組織**は、その欧州連合の法令の枠組みの中の報告において、上記の要件 9.2.2 に規定されている必要な情報を含めることで、**PEFC EUDR DDS** の 報告義務を果たすことができる。(EUDR 12.3)

注: バリューチェーンのデュー・ディリジェンスに関する法令の例としては、企業の持続可能性報告に関する規則 (EU) No 537/2014、指令 2004/109/EC、指令 2006/43/EC、指令 2013/34/EU を改正する 2022 年 12 月 14 日の欧州議会および理事会の指令 (EU) 2022/2464 がある。

10. 市場への出荷停止

- 10.1 不明な出処及び/または問題のある出処由来の関連製品、または非 EUDR 準拠の関連製品は、PEFC EUDR DDS が実施される PEFC 製品グループに含まれてはいけない。
- 10.2 EUDR に準拠していない関連製品を、EU 市場に出荷あるいは輸出してはならない。（EUDR 3）
- 10.3 PEFC- COC の対象外にある**関連製品**が、違法な出処(PEFC ST 2002 の 3.7.a の**問題ある出処**の定義)に由来している、および/または**生産国の関連法令**に準拠せずに生産された（本規格の 3.39）ということ**組織**が知った場合、当該製品を市場に出荷してはならない。
- 10.4 **組織**は、**組織**の PEFC-COC の対象外の関連製品が、違法な出処（PEFC ST 2002 の 3.7.a の**問題のある出処**）に由来している、および/または**生産国の関連法令**に準拠せずに生産された（定義 3.39）という**根拠のある懸念**及び/または **EUDR 根拠のある懸念**が提起された場合、本基準の第 7 章に従ってその懸念が解消されるまで、当該製品を市場に出荷してはならない。

付属書 1 : EUDR 付属書 2 に基づくデュー・ディリジェンス(DD)ステートメントの内容

EUDR 付属書第 4 条(2)に基づき DD ステートメントに記載される情報：

1. オペレーターおよび/または**非 SME** トレーダーの名称、住所、**関連製品**及び**関連製品**が **EU 市場**に出荷あるいは EU 市場から輸出する場合は、規則(EU)No 952/2013 の第 9 条に従った経済事業者登録識別(EORI)番号。
2. オペレーター及び/または**非 SME** トレーダーが**関連製品**/関連商品を **EU 市場**に出荷、または **EU 市場**から輸出しようとする場合は、HS コード、商品名、および該当する場合は完全な学名を含むフリーテキストおよび数量。数量は、正味質量のキログラム、及び該当する場合は、表示された HS コードに対する規則 (EEC) No 2658/87 の付属書 I に規定された補足単位で表すか、又はその他のすべての場合には、推定百分率若しくは偏差、又は該当する場合は、体積若しくは品目数を指定した正味質量で表す。補足単位は、それが **DD ステートメント**で言及された HS コード下のすべての可能な小見出しについて一貫して定義されている場合に適用される。
3. 生産国及び**関連商品**が生産されたすべての**土地区画の地理的位置情報**。牛を含む又は牛を使用して製造された**関連製品**、及び**関連製品**を飼料として使用した**関連製品**の場合、**地理的位置情報**は、牛が飼育された全ての施設を指すものとする。**関連製品**が、異なる土地で生産された商品を含むか、またはそれを使用して製造された場合、第 9 条(1)の(d)に従い、すべての**土地区画の地理的位置情報**が含まなければならない。
4. 第 4 条(8)及び(9)に従い既存の **DD ステートメント**を参照するオペレーター及び/または**非 SME** トレーダーについては、当該 **DD ステートメント**の**参照番号**。
5. 本文：「この **DD ステートメント**を提出することにより、オペレーター及び/または**非 SME** トレーダーは、規則 (EU) 2023/1115 に基づくデュー・ディリジェンスを実施し、**関連製品**が同規則の第 3 条(a)項または(b)項に適合しないリスクがない、または**極小リスク**であることを確認する。」
6. 以下の書式による署名：
～のために代表して署名する：
日付：
氏名と職責 署名